

一般社団法人長崎県漁港漁場協会の概要

- 1 名 称 一般社団法人長崎県漁港漁場協会
- 2 所在地 長崎市元船町 1 7 番 1 号 TEL 095-826-6283
- 3 設 立 平成 1 7 年 4 月 1 日(前身:(社)長崎県水産開発協会)
平成 2 5 年 4 月 1 日一般社団法人長崎県漁港漁場協会
- 4 設立目的 本協会は、漁港、漁場及び漁村の総合的整備や漁業の振興、漁港、漁場の合理的利用を促進するとともに、漁港、漁場及び漁村に関する調査、啓発普及を行うことにより、水産資源の適切な管理と漁場環境の保全を図り、もって本県水産業の発展と地域の活性化並びに水産物の安定供給に寄与することを目的としています。
- 5 会員数 9 2 名（県 1、市町 1 9、漁協等 6 2、賛助会員 1 0）
- 6 役員数 理事 9 名(会長、副会長、専務理事、理事 6 名)
監事 2 名
- 7 職員数 2 名
- 8 事 業
 - ①漁港、漁場及び漁村に関する建議、請願及び意見の発表
 - ②漁港、漁場及び漁村に関する講習会等の開催
 - ③漁港、漁場及び漁村に関する各種知識の普及啓発及び国際交流
 - ④漁港、漁場及び漁村に関する資料の収集及び調査研究
 - ⑤漁港、漁場及び漁村に関する資料及び刊行物の紹介並びに斡旋
 - ⑥漁港、漁場及び漁村に関する関係機関等との連携及び連絡調整
 - ⑦漁港、漁場及び漁村に関する情報誌の発行
 - ⑧本協会の目的を達成するために必要な業務等の受託'
 - ⑨その他本協会の目的を達成するために必要な事業

一般社団法人長崎県漁港漁場協会定款

設立認可	昭和 5 3 年	6 月 2 7 日	長崎県指令 53 漁第 137 号
設立登記	昭和 5 3 年	7 月 1 3 日	
一部変更	昭和 5 6 年	6 月 1 2 日	
	〃	昭和 6 0 年	5 月 2 5 日
	〃	平成 2 年	6 月 1 日
	〃	平成 3 年	6 月 1 日
	〃	平成 1 2 年	1 0 月 6 日
	〃	平成 1 4 年	6 月 2 1 日
	〃	平成 1 7 年	4 月 1 日
全部改正	平成 2 5 年	4 月 1 日	
一部変更	令和 2 年	6 月 1 8 日	
	令和 3 年	6 月 1 5 日	

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人 長崎県漁港漁場協会（以下「本協会」という。）という。

(事 務 所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本協会は、漁港、漁場及び漁村の総合的整備や漁業の振興、漁港、漁場の合理的利用を促進するとともに、漁港、漁場及び漁村に関する調査、啓発普及を行うことにより、水産資源の適切な管理と漁場環境の保全及び地域資源との連携を図り、もって本県水産業の発展及び地域の活性化並びに水産物の安定供給に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 漁港、漁場及び漁村に関する建議、請願及び意見の発表

- (2) 漁港、漁場及び漁村に関する講習会等の開催
- (3) 漁港、漁場及び漁村に関する各種知識の普及啓発及び国際交流
- (4) 漁港、漁場及び漁村に関する資料の収集及び調査研究
- (5) 漁港、漁場及び漁村に関する資料及び刊行物の紹介並びに斡旋
- (6) 漁港、漁場及び漁村に関する関係機関等との連携及び連絡調整
- (7) 漁港、漁場及び漁村に関する情報誌の発行
- (8) 本協会の目的を達成するために必要な業務等の受託
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(協会の構成)

第5条 本協会は、次の会員をもって組織し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 長崎県、長崎県漁業協同組合連合会、九州信用漁業協同組合連合会及び本協会の目的に賛同して入会した市町、県内漁業協同組合
- (2) 賛助会員 一般社団法人長崎県漁場整備開発協会及び一般社団法人長崎県漁場整備開発協会以外の本協会の目的に賛同して入会した団体

(正会員等の資格の取得)

第6条 会員となろうとする者は、名称(氏名)・住所を記載した加入申込書を、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は前項の加入申込書を受けたときは、理事会の議決によって加入の諾否を決し、その旨を加入申込者に通知する。

(会 費)

第7条 正会員(長崎県、長崎県漁業協同組合連合会、九州信用漁業協同組合連合会を除く。)及び賛助会員は(一般社団法人長崎県漁場整備開発協会を除く。)は毎年度、総会において別に定める額を納入する義務を負う。

(退 会)

第8条 会員は、事業年度の終了する日の60日前までに、会長に書面により退会の予告をし、その事業年度の終りに退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって当該会員

を除名することができる。この場合においては、その総会の日から1週間前までに、その会員に対し書面をもって通知し、総会において除名しようとする会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 会員が解散したとき

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した出資金及び会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総 会

(種 別)

第11条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第12条 総会は正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第14条 総会は定時総会として毎事業年度1回、6月までに開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

（招 集）

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は事故あるときは、副会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

ただし、正会員が書面によって議決権を行使できることを理事会において定めた場合は、2週間前までに通知しなければならない。

3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は総正会員の10分の1以上から総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して、請求があったときに開催する。

（議 長）

第16条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

（定 足 数）

第17条 総会はこれを構成する正会員の過半数が出席しなければ開会することができない。

（議 決 権）

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決 議）

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

- 第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の規定による書面により議決権を行使する場合は、総会の日の前日の業務時間の終了までに、代理人により議決権を行使する場合は、総会の開催前までに文書を協会に提出しなければ無効とする。この場合において第17条及び第19条の規定の適用については出席者とみなす。

(議 事 録)

- 第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。
- 3 議事録は総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

- 第22条 本協会に次の役員をおく。
- 理 事 6名以上9名以内
- 監 事 2名以内
- 2 理事のうち会長1名、副会長1名及び専務理事1名とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項2号の業務執行理

事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は正会員のうちから総会の決議によって選任する。

ただし、会員以外の者から理事若干名を選任することができる。

- 2 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長を補佐し、事務局を統括して、本協会の業務を執行する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、

なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては総会において定める報酬を支給することができる。

2 理事及び監事に、費用を弁償することができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第29条 本協会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱し、本協会の重要な事項に関して会長に対して意見を述べることができる。

3 参与は、関係行政機関のうちから会長が委嘱し、諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第30条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(開 催)

第32条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事又は監事から理事会招集請求があったとき

(招 集)

第 3 3 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、理事及び監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに会議の日時及び場所を示して、開催日の 1 週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 3 4 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 3 5 条 理事会はこれを構成する理事の過半数が出席しなければ開会することができない。

(決 議)

第 3 6 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 3 7 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。
- 3 議事録は理事会の日から 1 0 年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 3 8 条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金
- (2) 会費
- (3) 賛助会費

(4) 資産から生ずる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) 寄附金

(7) その他の収入

(基本財産)

第39条 本協会に必要があるときは、基本財産を置くことができる。基本財産の処分は、理事会の決議を経てこれをしなければならない。

(資産の管理、処分及び運用)

第40条 本協会の資産については、その適正な維持管理に努め、管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第41条 本協会の経費は資産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第46条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配制限)

第47条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第48条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事 務 局

(設 置 等)

第49条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補 則

(委 任)

第51条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の代表理事は友口郁洋、業務執行理事は溝口敏男とする。
- 4 第7条（会費）の変更条項は、令和2年6月18日（第43回定時総会開催日）から施行し、適用する。

一般社団法人長崎県漁港漁場協会役員名簿

令和8年6月25日現在

役職名	氏 名	所 属 団 体・役 職 名	推薦団体
会 長	比 田 勝 尚 喜	対 馬 市 長	市長会
副 会 長	高 平 真 二	長崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長	県漁連
専 務 理 事	山 下 隆 広	(一社)長崎県漁港漁場協会 専務理事兼事務局長	会 長
理 事	石 田 信 明	新上五島町長	町村会
理 事	立 石 寿 裕	松浦市副市長	市長会
理 事	大 場 一 寿	長崎市水産農林部長	市長会
理 事	小 楠 彰 人	箱崎漁業協同組合 代表理事組合長	会 長
理 事	富 澤 健 治	生月漁業協同組合 代表理事組合長	県漁連
理 事	岡 部 聖 二	野母崎三和漁業協同組合 代表理事組合長	会 長
監 事	小 川 雅 純	平戸市副市長	市長会
監 事	畑 村 信 昭	上五島町漁業協同組合 代表理事組合長	県漁連

※ 任期は全員令和10年6月の定時総会の終結時まで

一般社団法人長崎県漁港漁場協会 会員名簿

令和8年3月31日現在

県	市 町	漁協・連合会		賛助会員
長崎県 (1)	長崎市	長崎市みなと漁協	五島ふくえ漁協	(一社)長崎県漁場
	島原市	長崎市新三重漁協	五島漁協	整備開発協会
	諫早市	長崎市茂木漁協	奈留町漁協	(株) S N C
	大村市	長崎市たちばな漁協	若松町中央漁協	海洋建設(株)
	平戸市	野母崎三和漁協	神部漁協	海洋土木(株)
	松浦市	西彼町漁協	若松漁協	粕谷製網(株)
	対馬市	瀬川漁協	上五島町漁協	広和(株)
	壱岐市	西海大崎漁協	新魚目町漁協	スミリーフ(株)
	五島市	大瀬戸町漁協	有川町漁協	(株)中山製鋼所
	西海市	大村湾漁協	浜串漁協	ライトンコスモ(株)
	雲仙市	島原漁協	郷ノ浦町漁協	(有)丸徳水産
	南島原市	有明漁協	勝本町漁協	(10)
	(12 市)	橘湾東部漁協	箱崎漁協	
		島原半島南部漁協	壱岐東部漁協	
	長与町	西有家町漁協	石田町漁協	
	時津町	有家町漁協	厳原町漁協	
	東彼杵町	布津町漁協	阿須湾漁協	
	川棚町	深江町漁協	美津島町高浜漁協	
	小値賀町	橘湾中央漁協	美津島町漁協	
	佐々町	諫早湾漁協	美津島町西海漁協	
	新上五島町	佐世保市漁協	豊玉町漁協	
	(7 町)	佐世保市南部漁協	峰町東部漁協	
		針尾漁協	上県町漁協	
		佐世保市相浦漁協	佐須奈漁協	
		九十九島漁協	上対馬南漁協	
		平戸市漁協	上対馬町漁協	
		中野漁協	対馬真珠養殖漁協	
		志々伎漁協	(60)	県 : 1
		大島村漁協		市 町 : 19
		生月漁協	長崎県漁連	漁 協 : 60
		館浦漁協	九州信漁連	系 統 : 2
		新松浦漁協	(2)	正会員 : 82
		宇久小値賀漁協		賛助会員 : 10
				合 計 : 92

I 事業報告

【令和7年度の事業概要】

国では、現行の漁港漁場長期計画（R 4～8）に基づき「水産業の成長産業化」「海洋環境や災害リスクへの対応力強化」「海業振興による漁村の魅力と所得の向上」の3つの重点課題を掲げ、戦略的かつ計画的に各種施策を推進しております。そして、計画期間の後半となる令和7年度の水産基盤整備事業予算は、令和6年度補正予算と合わせ約1千億円超が確保されたところです。

このような中、本協会では水産庁や全国協会と密接な連携の下、会員皆様の「浜の声」に支えられながら、① 整備促進事業、② 研修事業、③ 啓発普及事業を主体に活動を実施してまいりました。

このうち、① 整備促進事業においては、九州及び全国漁港漁場大会への参加や個別要望による中央要望活動を実施し、その活動成果の表れとして本県の予算内示額は国費の約一割が本県に振り分けられ、全国における水産県長崎の立ち位置を如実に表しているところです。

また、② 研修事業では、恒例の「ながさき SUISAN・スクール」を開催し、国・県から新年度予算等の概要をいち早く説明して頂くとともに、会員から関心の高い海業振興や藻場対策などについて県内外の先進地漁協から実証事例を発表していただきました。さらに、③ 啓発普及事業では会員間の情報共有を図るため、昭和57年から続く「水産開発第138号」の発刊や全国協会刊行の専門図書を斡旋したほか、新たに協会ホームページを作成し会員に対して有利情報の発信に努めてまいりました。

1. 水産基盤整備、漁港漁村環境整備、漁港海岸事業の促進について

国の漁港漁村関連整備予算は、令和7年度補正予算を加えた令和8年度当初予算と令和7年度当初予算を比較すると対前年度比146.8%と増加しております。

○ 国の漁港漁村関連整備予算

単位：百万円、%

年 度 区 分	令和8年度 当初 (A)	対前年度比 (A) / (B)	令和7年度 当初 (B)	令和7年度 補正 (C)	(A) + (C) = (D)	対前年度比 (D) / (B)
水 産 基 盤	73,829	101.0	73,091	33,858	107,687	147.3
海岸（補助）	3,650	100.0	3,650	1,352	5,002	137.0
計	77,479	101.0	76,741	35,210	112,689	146.8

2. 令和7年度九州地区漁港漁場大会への参加について

令和7年度九州地区漁港漁場大会は、令和7年7月24日（木）、熊本県天草市で開催され、九州・沖縄8県の漁港漁場協会会員及び来賓など562名が出席し、次の4項目の議題について決議し、全国大会に提出されました。

（提出議題）

- 1 水産物の流通・生産の拠点となる漁港等の機能強化による水産業の成長産業化の実現
- 2 海洋環境の変化に対応した漁場整備及び持続可能な漁業生産を確保する技術開発の推進
- 3 漁港・漁村・海岸の強靱化と長寿命化による安全・安心の確保
- 4 海業の振興による多様な人材が活躍できる水産業と漁村地域の持続的な発展

3. 全国漁港漁場大会への参加について

（公社）全国漁港漁場協会主催の第74回大会が、令和7年10月15日（水）、山口県下関市の海峡メッセにおいて、全国の協会関係者など約1,350名の参加のもと開催されました。長崎県からは、比田勝尚喜会長（対馬市長）をはじめ協会会員である市町及び漁協関係者等の皆様72名が参加しました。

大会では、全国漁港漁場協会田中会長からの主催者挨拶、農林水産省の山本佐知子大臣政務官の祝辞に続き、村岡嗣政山口県知事、漁港漁場漁村整備促進議員連盟会鈴木俊一会長（江島潔幹事長・事務局長代読）、坂本雅信全漁連会長及び枝元真徹（一社）大日本水産会会長より祝辞がありました。その後、来賓者の紹介、石破茂自民党総裁他からの祝電紹介後議事に入り、議長の選出が行われ議長には前田晋太郎下関市長（山口県漁港漁場協会会長）が選出され、次の議題が満場一致で採択決議されました。

（提言）

「令和8年度漁港・漁場・漁村・海岸整備予算の確保に関する件」

- 一、海洋環境の変化に対応した基盤整備、藻場干潟対策
- 一、漁港の生産・流通機能の強化、養殖拠点整備
- 一、漁港・漁村・海岸の強靱化対策、長寿命化対策
- 一、全国展開を加速するための海業振興策の充実

4. 個別要請行動・協会独自要望活動について

本協会は、全国大会において採択決議された提言事項の実現に向けて、全国協会と連携して国・国会議員に要請行動を行うとともに、本県特有の課題解決に向けた「令和8年度水産基盤予算の確保に関する提案要望」について本協会の独自要望活動を行いました。

(1) 本県選出国會議員へ個別要請行動、及び協会独自要望活動

- ・ 日 時： 令和7年10月29日（水）午前
- ・ 要 望 先： 衆議院議員 西岡 秀子
衆議院議員 加藤 竜祥
衆議院議員 金子 容三
衆議院議員 山田 勝彦
参議院議員 古賀 友一郎
参議院議員 山本 啓介
- ・ 要 望 者： 比田勝 尚喜 会長（対馬市長）
不動 雅之 参与（長崎県水産部参事監）
山下 隆広 専務理事兼事務局長
熊 由香里 課長補佐（長崎県水産部漁港漁場課）
畑島 秀仁 課長（長崎県東京事務所）
- ・ 要 望 事 項： 上記3. の提言並びに協会独自要望

(2) 水産庁への協会独自要望活動

- ・ 日 時： 令和7年10月29日（水）午前
- ・ 要 望 先： 水産庁漁港漁場整備部
- ・ 要望対応者： 水産庁漁港漁場整備部 中村 隆 部長
水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課 渡邊 浩二 課長
水産庁漁港漁場整備部事業課 的野 博行 課長
水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 新村 耕太 課長
- ・ 要 望 者： 上記（1）と同じ
- ・ 要 望 事 項： 1. 海業振興に対応した水産基盤整備事業の促進について
2. 磯焼け対策の推進について
3. 閉鎖性内湾水域における漁場環境保全対策の促進について
4. 海洋漂着物対策について

5. 「ながさき SUISAN・スクール」の開催について

国県の新年度予算や新規事業、及び漁村地域の活性化に向けた海業振興等について、最新情報や県内外の先進事例の情報共有を図るため、会員、関係者を対象として講演会を開催しました。

- ・ 日 時： 令和8年1月21日（火）13：10～17：00
- ・ 場 所： ホテルセントヒル長崎（長崎市）
- ・ 後 援： 長崎県、長崎県市長会、長崎県町村会、長崎県海区漁協長会、長崎県漁協専務参事会

- ・参加人数： 110 名
- ・研修内容： 別紙 1 のとおり

6. 現地研修の実施について

山口県下関市で開催された第 74 回全国漁港漁場大会参加と併せ、先進地の市場流通実態について現地研修を行いました。

(研修概要)

日 時： 令和 7 年 10 月 16 日 (木)
場 所： 下関市地方卸売市場唐戸市場 (2 階会議室)
説明者： 下関市農林水産振興部市場流通課 吉原 裕慈 課長
テーマ： 「下関市が開設者である地方卸売市場について」

7. 機関誌発行及びホームページの作成について

(1) 水産開発発行

機関紙「水産開発」は、県営魚礁の利用促進などを目的に昭和 53 年の創刊以降、最新の話題や情報提供など順次拡充し約半世紀を迎えることとなります。

今回、第 138 号を発刊し、会員である市町・漁協、県水産部関係機関、賛助会員をはじめ、長崎大学水産学部・長崎鶴洋高校などの教育機関や長崎県立図書館等にも配布しました。

※ 第 138 号の目次は別紙 2 のとおり

(2) ホームページ作成

今般、一般社団法人に必要な情報公開や有利情報の提供など協会活動の一層の促進を図るため、本協会のホームページを作成し、平成 7 年 8 月 18 日 (月) に公表しました。本ページには協会の基本的な情報や活動状況などトピックス、漁村地域の活性化に関する実証事例などを掲載し情報発信を行っております。

今後とも、皆様ご意見・ご希望を伺いながら更なる内容の充実を図ってまいります。

※ ホームページアドレス：<https://www.nagasaki-gyokou.jp/>

8. 関係図書の斡旋・紹介について

(公社) 全国漁港漁場協会発行の機関誌「漁港漁場」(年 4 回)、「漁港漁場月報 (年 12 回)」等を会員へ配布し、全国各地のさまざまな情報提供に供しました。

また、同協会発行の漁港漁場関係工事に関する専門図書等と、会員への斡旋・紹介とともに、購入希望者には配布しました。

(関係図書)

- ① 漁港漁場月報 (年 12 回)
- ② 機関誌「漁港漁場」(年 2 回)
- ③ はまべ交信(年 1 回)
- ④ 2025 漁港漁場漁村ポケットブック
- ⑤ 漁港漁場関係工事積算基準
- ⑥ 漁港漁場整備関係事業通知集
- ⑦ 漁港漁場整備関係法規集
- ⑧ 漁港用ゴム防舷材の設計及び案内

9. その他

(漁港漁場漁村整備促進議員連盟の県内視察)

令和 7 年 11 月 29 日、30 日の二日間、漁港漁場漁村整備促進議員連盟（会長：鈴木俊一衆議院議員、幹事・事務局長：江島潔参議院議員）は、比田勝会長（対馬市長）、石田理事（新上五島町長）らの空港出迎えののち、県北地区の漁港港湾施設などの現地視察を行いました。

さらに、平戸市、松浦市においては管内漁業関係者及び市幹部らと熱心に意見交換を行いました。結びに、鈴木会長からは得られた現場の意見をしっかり受け止め、中央に持ち帰りこれからの予算に生かしていきたいとのご発言がありました。

(活動状況一覧)

令和 7 年度主要事業の活動状況一覧は、別紙 3 のとおり。



(別紙1)

令和7年度 ながさき SUISAN スクール開催要領

1 目 的

新年度水産予算・新規事業等や地域活性化に向けた海業振興等について、最新情報の共有を図る。

2 開催日時

令和8年1月21日(水) 13:00~17:30

(過去の開催日) R7年1月21日(火) 午後
R6年1月16日(火) 午後
R5年1月24日(火) 午後
R3、4年は延期(中止)

3 開催場所

ホテルセントヒル長崎 2階 「妙見」
長崎市筑後町4-10 電話:095-822-2251

4 主 催:(一社)長崎県漁港漁場協会

5 次 第

- (1) 開 会 (13:00~13:10)
主催者挨拶 (一社)長崎県漁港漁場協会 会長 比田勝 尚喜
来賓挨拶 長崎県水産部長 吉 田 誠
- (2) 講演テーマ (13:10~17:00)
第1部 令和8年度水産庁予算等について
第2部 海業の推進について
第3部 漁村の活性化について
※ 演題、講師は別紙のとおり
- (3) 意見交換等 (17:05から~17:25)
- (4) 閉 会 (17:30)

6 後 援:県、市町会、町村会、漁協長会、専務参事会ほか

7 参加人員:110名

8 参加費:会員無料

(別 紙)

○ 第1部 令和8年度水産庁予算等について（質疑応答：各5分を含む）

時 間	内 容
13：10～ 14：10	1. 令和8年度水産庁予算概算決定の概要について（仮題、60分） 水産庁漁港漁場整備部計画課 課長補佐（予定）
14：10～ 14：40	2. 長崎県の漁港漁場整備と海業振興について（30分） 長崎県水産部 参事監 不動 雅之 氏

<休憩時間 14：40～14：55>

○ 第2部 海業の推進について（質疑応答：各5分を含む）

14：55～ 15：15	3. 【三重県】 「漁業者視点から海業の在り方について（仮題、20分）」 JF 鳥羽磯部漁業協同組合 常務理事 濱口 利貴 氏
15：15～ 15：45	4. 【三重県】 「魅力ある漁業」をコンセプトにした海業アイテムのつくりかた（仮題、30分） JF 鳥羽磯部漁業協同組合 事業部門統括兼戦略企画室長 小野里 伸 氏
15：45～ 16：10	5. 【比田勝港】 上対馬比田勝地区における海業の取組について（仮題、25分） 上対馬町漁業協同組合 筆頭理事 築城 慎一 氏
16：10～ 16：35	6. 【勝本港】 壱岐辰の島遊観光における海業の取組について（仮題、25分） 勝本町漁業協同組合 参事 小畑 剛 氏

○ 第3部 漁村の活性化について（質疑応答：各5分を含む）

16：35～ 17：05	7. 浜が元気に；海の資源を未来につなぐこと、漁師の営みを守ること（仮題、30分） （株）はまげん 野瀬 瑠美 氏
-----------------	--

○ 意見交換、事務連絡（17：05～17：25）

○ 閉 会 （17：30）

1

I 会長挨拶

一般社団法人 長崎県漁港漁場協会 会長 比田勝 尚喜

1
1
1
1

- II 第74回 全国漁港漁場大会報告【山口県】
- III 令和7年度 九州地区漁港漁場大会 開催報告【熊本県】
- IV 令和8年度 水産基盤整備予算の確保に関する要望【東京都】
- V 漁港漁場漁村議員連盟による県内視察結果【平戸市、松浦市】

2

豊かな海づくり：市町デスクから、普及・研究レポート

① 【松浦市】

松浦市の水産業

— 松浦市の水産業・松浦地方卸売市場松浦市場の紹介 —

水産課水産振興係 係長 江崎 文徳

② 【長崎県長崎振興局】

教育と食育でつなぐ水産業の未来

～ 長崎地区漁業士会の取組と展望 ～

県央水産業普及指導センター 主任技師 谷本 佳史

③ 【長崎県総合水産試験場】

タイラギ種苗生産の取り組み

環境養殖技術開発センター 介藻類科 研究員 川崎 拓光

3

特別寄稿：六次産業化と人づくり

沿岸漁業振興のための6次産業化

地域全体を考える取組と人材の育成

株式会社はまげん 代表取締役 石谷 誠

4

長崎県の大型魚礁の紹介（令和6年度竣工分）

- ・対馬地区：上県佐須奈西工区、厳原久根浜西工区(5～6)，
豊玉綱島北西工区(3～4)
- ・壱岐地区：郷ノ浦大島西工区(4～7)
- ・五島地区：新上五島串島北西工区(4～6)，三井楽工区(1)，男女群島男島南工区
- ・県南地区：野母崎南西工区(1～3)

5

協会だより

- 1. 令和7年度 第48回定時総会報告
- 2. 令和7年度協会行事、活動一覧

6

魚礁等水産開発に関する紹介

粕谷製網(株)、スミリーフ(株)、広和(株)、海洋建設(株)、海洋土木(株)(株)SNC、
ライトンコスモ(株)、(株)中山製鋼所

貸借対照表

令和 8 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	28,922,782	24,905,548	4,017,234
未収金	136,500	136,500	0
立替金	15,634	0	15,634
仮払金	43,000	28,208	14,792
流動資産合計	29,117,916	25,070,256	4,047,660
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産預金	40,600,000	40,600,000	0
基本財産合計	40,600,000	40,600,000	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
什器備品	980,153	980,153	0
什器備品減価償却累計額	△ 956,415	△ 950,482	△ 5,933
その他の固定資産合計	23,738	29,671	△ 5,933
固定資産合計	40,623,738	40,629,671	△ 5,933
資産合計	69,741,654	65,699,927	4,041,727
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	709,300	731,510	△ 22,210
預り金	858,100	0	858,100
仮受金	6,000	6,000	0
未払法人税等	71,000	71,000	0
流動負債合計	1,644,400	808,510	835,890
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	1,644,400	808,510	835,890
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
出資金	40,600,000	40,600,000	0
指定正味財産合計	40,600,000	40,600,000	0
2. 一般正味財産			
(2) その他一般正味財産	27,497,254	24,291,417	3,205,837
一般正味財産	27,497,254	24,291,417	3,205,837
正味財産合計	68,097,254	64,891,417	3,205,837
負債及び正味財産合計	69,741,654	65,699,927	4,041,727

正味財産増減計算書

令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	15,290	611	14,679
基本財産受取利息	15,290	611	14,679
受取会費	24,279,365	24,629,596	△ 350,231
正会員受取会費	23,829,365	24,179,596	△ 350,231
賛助会員受取会費	450,000	450,000	0
事業収益	256,500	419,180	△ 162,680
機関誌事業収入	136,500	291,180	△ 154,680
研修事業収入	120,000	128,000	△ 8,000
雑収益	92,869	173,412	△ 80,543
受取利息	179	18	161
雑収益	92,690	173,394	△ 80,704
経常収益計	24,644,024	25,222,799	△ 578,775
(2) 経常費用			
事業費	20,199,135	21,281,366	△ 1,082,231
役員報酬	3,820,000	3,820,000	0
給料手当	2,313,449	2,886,601	△ 573,152
臨時雇賃金	62,976	698,071	△ 635,095
福利厚生費	918,237	797,772	120,465
旅費交通費	1,976,304	2,122,585	△ 146,281
通信運搬費	434,967	434,264	703
消耗什器備品費	273,600	344,615	△ 71,015
消耗品費	639,187	411,960	227,227
印刷製本費	486,194	1,105,387	△ 619,193
賃借料	3,151,010	2,843,316	307,694
諸謝金	289,422	199,644	89,778
支払負担金	4,680,200	4,702,800	△ 22,600
会議費	957,939	750,664	207,275
減価償却費	5,933	2,280	3,653
雑費	189,717	161,407	28,310

正味財産増減計算書

令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管理費	1,165,688	1,150,929	14,759
役員報酬	180,000	180,000	0
給料手当	142,442	140,789	1,653
福利厚生費	56,537	49,120	7,417
会議費	150,082	199,960	△ 49,878
旅費交通費	290,794	237,977	52,817
通信運搬費	30,713	27,357	3,356
消耗什器備品費	11,400	14,359	△ 2,959
消耗品費	32,942	10,266	22,676
印刷製本費	133,216	124,196	9,020
賃借料	133,008	132,881	127
雑費	4,554	34,024	△ 29,470
経常費用計	21,364,823	22,432,295	△ 1,067,472
評価損益調整前経常増減額	3,279,201	2,790,504	488,697
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	3,279,201	2,790,504	488,697
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	3,279,201	2,790,504	488,697
法人税、住民税及び事業税	73,364	71,093	2,271
一般正味財産増減額	3,205,837	2,719,411	486,426
一般正味財産期首残高	24,291,417	21,572,006	2,719,411
一般正味財産期末残高	27,497,254	24,291,417	3,205,837
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	40,600,000	40,600,000	0
指定正味財産期末残高	40,600,000	40,600,000	0
III 正味財産期末残高			
正味財産期末残高	68,097,254	64,891,417	3,205,837

令和8年度事業計画について

○ 令和8年度事業計画

I 基本方針

本県は、離島や半島が多く湾や入り江などリアス式海岸が連なり、全国で2番目となる長い海岸線を有しております。それらの周辺海域には対馬暖流が北上し、周年を通じて多くの水産資源の来遊が見られます。

そのため、古くから本県周辺には広大で豊かな漁場が形成され、多種多様な漁業や養殖業が盛んであり、本県の水産業は地域の基幹産業の役割を担うほかにも流通・加工業や造船業などの幅広い関連産業をも支えてまいりました。

一方で、本県の水産業を取り巻く環境は、気候変動による漁場環境の変化の影響等により水産資源の減少、国内での水産物消費の落込みや海外からの水産物輸入等による魚価低迷、燃油資材高騰等による操業コストの増加、漁業就労者の高齢化や担い手不足、加えて、激甚化する自然災害の多発化など多くの課題を抱え、大変厳しい状況に直面しております。

このような現状の中、水産業の成長産業化を目指し将来にわたって持続可能な産業としていくためには、水産業の競争力強化と輸出促進に向けた生産・流通機能の強化、漁場環境の変化に対応した水産資源の回復と漁場の再生、自然災害の多発と激甚化に備えた漁港・漁村・海岸の強靱化と長寿命化対策の推進、漁村の活性化に向けた漁港機能の有効活用などの施策推進が必要であります。

本協会としましては、本県水産業の発展と地域の活性化に寄与するため、最終年度となる漁港漁場整備長期計画、及び改正漁港漁場法に基づく上記施策の着実な推進に取り組んでいくとともに、漁港・漁村のグリーン化、漁港と地域資源を活かした海業振興など新たな観点を取り入れつつ、全国漁港漁場協会を始め関係団体と密接な連携を図りながら、次に掲げる整備促進事業、研修事業及び啓発普及事業等を積極的に実施してまいります。

II 事業計画の概要

1. 漁港漁場大会について

令和8年度の九州地区漁港漁場大会は沖縄県において、また、全国漁港漁場大会は東京都において開催される予定です。

会員皆様の積極的な参加の下、全国の漁業関係者の総意を結集し、水産基盤整備促進をはじめ水産施策の着実な推進や地域活性化の推進に取り組んでまいります。

(1) 令和8年度九州地区漁港漁場大会

開催日： 7月16日(木) 午前10時開会

場 所： 沖縄県糸満市 (しゃぼん玉せっけん くくる糸満)

(2) 第75回全国漁港漁場大会

開催日： 10月28日(水) 13:00~15:00

場 所： 東京都千代田区有楽町(東京国際フォーラム)

2. 中央要望活動について

令和8年度も全国漁港漁場大会において決議された提言と合わせ、本協会独自の要望事項について、水産庁を始め本県選出国會議員等に対し要望活動を実施します。

3. 先進地研修について

令和8年度九州地区漁港漁場大会並びに第75回全国漁港漁場大会参加の機会を活用し、開催地区における漁業の先進事例や海業等の取組等についての現地研修を実施します。

○ 令和8年度九州地区漁港漁場大会

・ 期 日： 7月16日午後で調整中

・ 場 所： 沖 縄 県 恩納村漁業協同組合(前兼久漁港)

○ 第75回全国漁港漁場大会開催時の研修

・ 期 日： 10月27日午後で調整中

・ 場 所： 神奈川県 小田原市(小田原漁港)

4. 講演会・研修会の開催について

会員向けに水産庁漁港漁場整備部から新年度予算の概要について逸早く説明をしていただくとともに、水産業振興に関する実証事例のほか、磯焼け対策、海業振興について県内外の先進事例などをテーマにした講演会を開催します。

○ ながさき SUISAN・スクール(講演会)(予定)

・ 開 催 地： 長崎市内

・ 開催時期： 令和9年1月

・ 参加者数： 100名

・ 後 援： 県、市長会、町村会、海区漁協長会他

5. 漁港漁場研修会等への参加について

水産庁及び（公社）全国漁港漁場協会等主催による各種研修会・講習会に参加し、中央の動向を把握するとともに全国の先進事例など情報収集に努めます。

- ・ 全国漁港漁場整備技術研究発表会
- ・ 磯焼け対策全国協議会
- ・ 全国漁港漁場講習会 等

6. 啓発普及活動について

（1）本協会発刊の機関誌「水産開発」の発行について

毎年、機関誌「水産開発」を発行し、協会活動状況、海業など先進・実証事例、普及活動事例、県営大型魚礁等について、会員を始め、行政機関、大学、水産高校、関連民間団体などへ幅広く紹介し、水産業の生産性向上を図ってまいります。

※ 発刊数：400部予定

（2）全国漁港漁場協会発刊の図書の配布、及び斡旋について

会員に対する情報提供の一環として、（公社）全国漁港漁場協会が発刊する機関誌「漁港漁場」（年2回）、「漁港漁場月報（年12回）」等を会員に配布します。

また、同協会が発行する漁港漁場工事に関する専門図書等を会員へ斡旋・紹介し、購入希望者に配布します。

- ① 漁港漁場月報（年12回）
- ② 機関誌「漁港漁場」（年2回）
- ③ はまべ交信（年1回） 他

（3）ホームページ等による情報発信

昨年度開設した本協会ホームページを活用して、全国漁港漁場大会への参加や国への施策提案など本協会活動を広くアピールしてまいります。また、会員による先進事例の寄稿などHPのコンテンツを充実していくとともに、会員に対し全国会議の結果など有利情報のフィードバックに努めてまいります。

7. 漁港漁場にかかる美化運動の実施について

長崎県海と渚環境美化推進委員会及び会員と連携して、環境保全の取組を推進します。

- ・ 長崎県海と渚美化推進委員会との連携による啓発活動
- ・ 漂着ゴミ対策に関する情報収集等